



栃木県訪日旅行商品造成
支援補助金との併用が
可能です！



▶助成金要綱や様式はQRコード
または下記Driveよりご確認ください

<https://drive.google.com/drive/folders/16CA8xqXkR77-3N2OC5nvvbHOKpTIORiz?usp=sharing>

2025年度 日光に泊まろうキャンペーン助成金

助成金対象宿泊期間 2025年12月20日～2026年3月22日チェックアウト分

助成金申請期間 2025年11月20日～2026年3月7日

日光市内に**10名以上のグループ**で宿泊すると、
1名につき1,000円を宿泊代金から引きします。

助成対象者

訪日外国人旅行を催行するタイ王国または日本で旅行業法の登録を受けた旅行会社で、書類の提出や問合せ対応等を日本語(または英語)により行える者

助成条件

日光市内に宿泊するタイ王国からの団体旅行で下記の条件を全て満たすもの

- ① 2025年12月20日～2026年3月22日チェックアウトまでの間、日光市内に宿泊すること
- ② 1 ツアー参加者10名以上（添乗員、ガイド、運転手等は除く）の団体旅行であること
- ③ ツアー出発日から起算して15日前までに申請すること

※他条件詳細は、別紙要綱をご参照ください

助成額

1名につき1,000円の宿泊代金を補助します

なお、申請受付期間内であっても、予算がなくなり次第終了します

2025年度 日光に泊まろうキャンペーン助成金 事務フロー

助成金の申請

申請者

申請者はツアー開始出発15日前までに以下の書類を事務局に提出（メール）

▼提出書類

1. 助成金交付申請書（様式第1号）
2. 宣誓書（様式第2号）
3. タイ王国または日本における旅行業法の登録を受けていることがわかる資料
4. ツアー行程表（全行程で日光市の宿泊がわかるもの）

事務局

審査の上、助成要件に適合した場合申請者に通知（メール）

▽通知書類

1. 助成金交付決定内示通知書（様式第3号）

申請者

交付申請が完了

（申請を変更または取り下げの場合は、速やかにメールで連絡すること。）

▼提出書類

1. 助成金取り下げ申請書（様式第4号）

助成金の支払いと適用

申請者

次のいずれかの方法により、宿泊施設を通じて助成金を支払う。

1. 宿泊施設が宿泊代金から助成額（1名につき1,000円）を差し引いた額を旅行会社に請求する。
2. 宿泊施設が宿泊代金を全額受領した後、助成額を旅行会社に現金で支払う。

事務局

宿泊施設が発行する交付請求書(様式第5号)を受領後、助成額分を速やかに宿泊施設指定の口座へ直接振り込む。

申請者

申請者は、ツアー終了日から速やかに以下の書類事務局に提出（メール）

▼提出書類

1. 実績報告書（様式第6号）

問合せ先

事務局：  一般社団法人 日光市観光協会

問合せ方法：

日本語または英語のメールでお願いいたします。問合せ含め申請等のやりとりは全てメールで行いますので、必ず下記メールアドレスからの連絡を受信、確認してください。

メール：keiei@nikko-kankou.org